

# 数字と図で見る JICS20年

資料編では、JICS20年の歩みを数字と図で見  
ていきます。

JICSは、この20年間に1万件以  
上の仕事をしてきました。関  
わった国や地域も160を超え  
ています。さまざまな場面で  
数え切れないほどの多くの  
人々や組織、団体にご協力い  
ただき、この20年間、業務を  
行うことができました。これま  
でに担当した業務の実績を、援助  
形態、スキーム、契約先などの分類  
で、その推移とともに示します。全案件リスト  
などの資料は、CD-ROMとして添付しました。

## 資料編



欧州

- |               |                |
|---------------|----------------|
| ① アゼルバイジャン    | ⑫ ハンガリー        |
| ② アルバニア       | ⑬ ブルガリア        |
| ③ アルメニア       | ⑭ ベラルーシ        |
| ④ ウクライナ       | ⑮ ポーランド        |
| ⑤ エストニア       | ⑯ ボスニア・ヘルツェゴビナ |
| ⑥ グルジア        | ⑰ マケドニア        |
| ⑦ クロアチア       | ⑱ モルドバ         |
| ⑧ スロバキア       | ⑲ ラトビア         |
| ⑨ セルビア        | ⑳ リトアニア        |
| ⑩ セルビア・モンテネグロ | ㉑ ルーマニア        |
| ⑪ チェコ         | ㉒ ロシア          |

中東

- |            |           |
|------------|-----------|
| ㉓ アフガニスタン  | ㉙ サウジアラビア |
| ㉔ アラブ首長国連邦 | ㉚ シリア     |
| ㉕ アルジェリア   | ㉛ チュニジア   |
| ㉖ イエメン     | ㉜ トルコ     |
| ㉗ イラク      | ㉝ パレスチナ   |
| ㉘ イラン      | ㉞ モロッコ    |
| ㉚ エジプト     | ㉟ ヨルダン    |
| ㉛ オマーン     | ㊱ レバノン    |

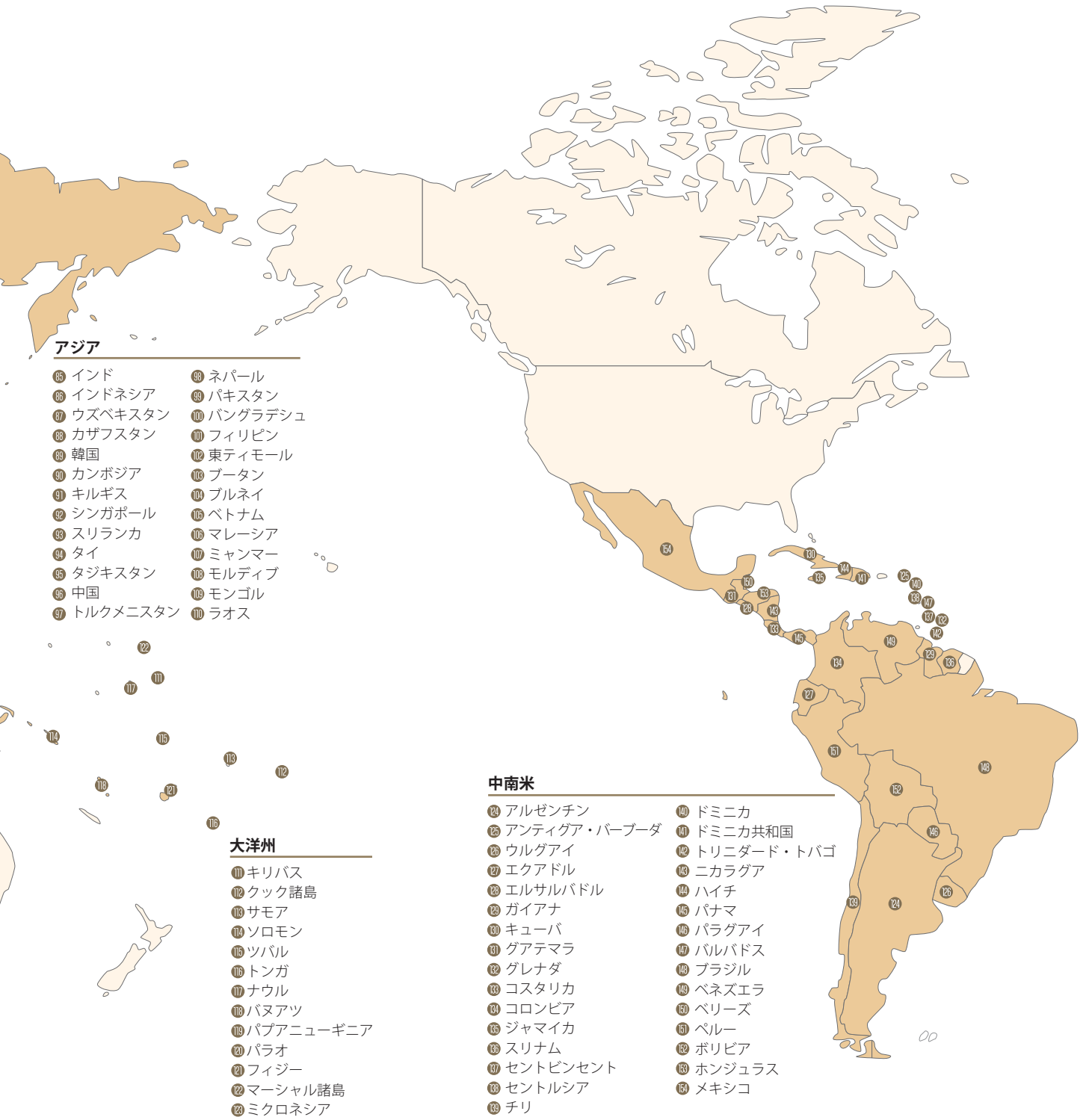
アフリカ

- |           |              |           |            |
|-----------|--------------|-----------|------------|
| ㉜ アンゴラ    | ㉙ コートジボワール   | ㉚ セネガル    | ㉛ マダガスカル   |
| ㉜ ウガンダ    | ㉙ コモロ        | ㉚ ソマリア    | ㉛ マラウイ     |
| ㉜ エチオピア   | ㉙ コンゴ民主共和国   | ㉚ タンザニア   | ㉛ マリ       |
| ㉜ エリトリア   | ㉙ サントメ・プリンシペ | ㉚ 中央アフリカ  | ㉛ 南アフリカ共和国 |
| ㉜ ガーナ     | ㉙ ザンビア       | ㉚ トーゴ     | ㉛ モーリシャス   |
| ㉜ カーボ・ベルデ | ㉙ シエラレオネ     | ㉚ ナイジェリア  | ㉛ モーリタニア   |
| ㉜ ガボン     | ㉙ ジブチ        | ㉚ ナミビア    | ㉛ モザンビーク   |
| ㉜ カメルーン   | ㉙ ジンバブエ      | ㉚ ニジェール   | ㉛ リベリア     |
| ㉜ ガンビア    | ㉙ スーダン       | ㉚ ブルキナファソ | ㉛ ルワンダ     |
| ㉜ ギニア     | ㉙ スワジランド     | ㉚ ブルンジ    | ㉛ レソト      |
| ㉜ ギニアビサウ  | ㉙ セーシェル      | ㉚ ベナン     |            |
| ㉜ ケニア     | ㉙ 赤道ギニア      | ㉚ ボツワナ    |            |

イラク／緊急無償で調達された変電設備

カンボジア／JSACの活動により回収された武器の破壊式典  
(紛争予防・平和構築無償)

スワジランド／貧困農民支援により調達された農業機械の  
メンテナンス研修



**アジア**

- 86 インド
- 88 インドネシア
- 87 ウズベキスタン
- 88 カザフスタン
- 89 韓国
- 90 カンボジア
- 91 キルギス
- 92 シンガポール
- 93 スリランカ
- 94 タイ
- 95 タジキスタン
- 96 中国
- 97 トルクメニスタン
- 98 ネパール
- 99 パキスタン
- 100 バングラデシュ
- 101 フィリピン
- 102 東ティモール
- 103 ブータン
- 104 ブルネイ
- 105 ベトナム
- 106 マレーシア
- 107 ミャンマー
- 108 モルディブ
- 109 モンゴル
- 110 ラオス

**大洋州**

- 111 キリバス
- 112 クック諸島
- 113 サモア
- 114 ソロモン
- 115 ツバル
- 116 トンガ
- 117 ナウル
- 118 パヌアツ
- 119 パプアニューギニア
- 120 パラオ
- 121 フィジー
- 122 マーシャル諸島
- 123 ミクロネシア

**中南米**

- 124 アルゼンチン
- 125 アンティグア・バーブーダ
- 126 ウルグアイ
- 127 エクアドル
- 128 エルサルバドル
- 129 ガイアナ
- 130 キューバ
- 131 グアテマラ
- 132 グレナダ
- 133 コスタリカ
- 134 コロンビア
- 135 ジャマイカ
- 136 スリナム
- 137 セントビンセント
- 138 セントルシア
- 139 チリ
- 140 ドミニカ
- 141 ドミニカ共和国
- 142 トリニダード・トバゴ
- 143 ニカラグア
- 144 ハイチ
- 145 パナマ
- 146 パラグアイ
- 147 バルバドス
- 148 ブラジル
- 149 ベネズエラ
- 150 ペリーズ
- 151 ペルー
- 152 ボリビア
- 153 ホンジュラス
- 154 メキシコ



マラウイ/感染症対策で供与された蚊帳

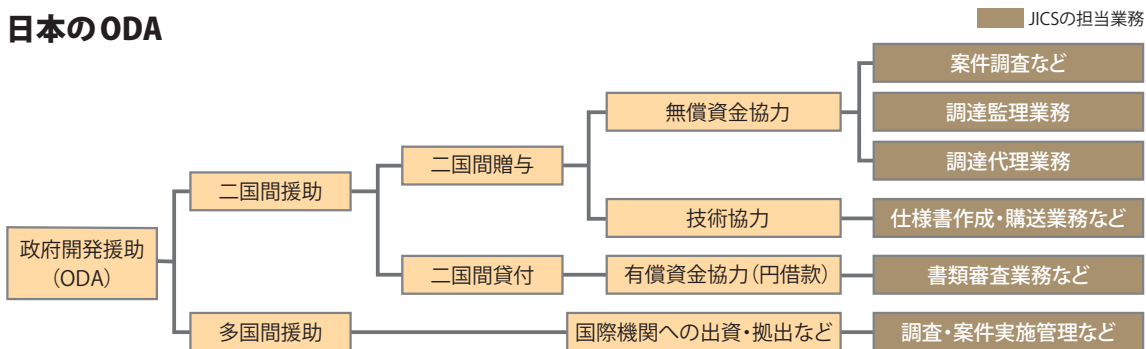


パキスタン/ノンプロ無償で再建された学校と子どもたち

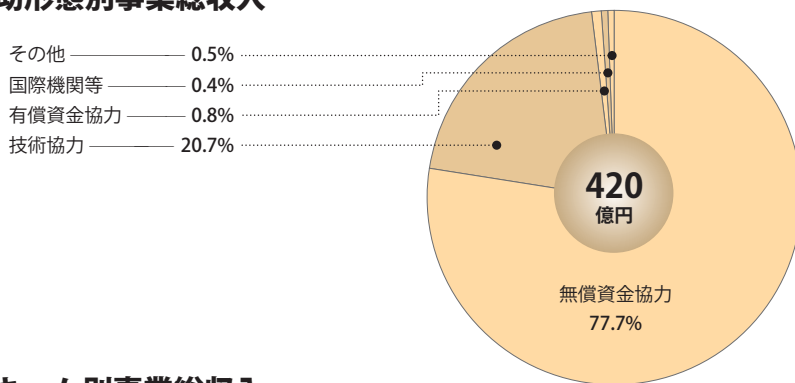


インドネシア/ノンプロ無償で調達された選挙ブースを使った選挙

### 日本のODA



### 援助形態別事業総収入



#### 案件調査

外務省やJICAなどとの契約に基づき、相手国政府などから日本政府に要請された内容に関して、その妥当性・資機材の仕様および価格の検討などの解析を行うもの。JICSは貧困農民支援、文化無償、日本NGO連携無償などの調査に関与している。

#### 調達監理業務

JICSが、相手国政府との契約により、無償資金協力に関する資機材の調達や役務の選定に関する一連のプロセス(入札図書を作成、入札会の実施、調達契約の締結促進、業者による資機材の製造、輸送、納入まで)を管理・監督する業務。施主である相手国政府を補佐する立場で業務を行うもので、感染症対策無償、研究支援無償、食糧援助(2007年度前期まで)で採用されている。なお、ここでは、文化無償の入札補助業務による収入も便宜上本項目に含めている。

#### 調達代理業務

JICSが、主に相手国政府などとの契約により、「代理人」として無償資金協力などに関する資機材の調達や役務の選定に関する入札会の開催などの一連のプロセスを管理・監督する業務。施主である相手国政府の代理人として業務を行うもので、食糧援助(2007年度後期より)、貧困農民支援、ノン・プロジェクト無償、緊急無償、紛争予防・平和構築無償、コミュニティ開発支援無償、防災・災害復興支援無償などで採用されている。

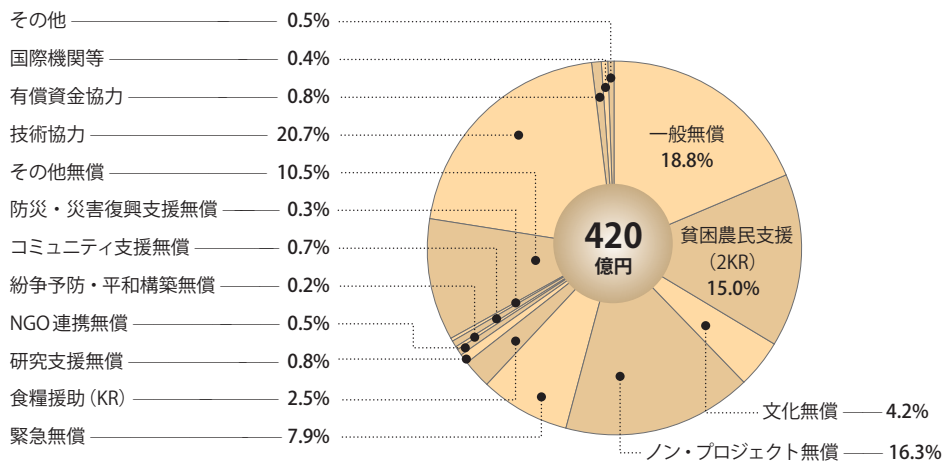
#### 仕様書作成・購送業務

JICAとの契約に基づき、技術協力の実施に関連し、相手国政府に供与される機材の仕様書作成および価格の調査、購入から輸送までの手続支援などを行うもの。

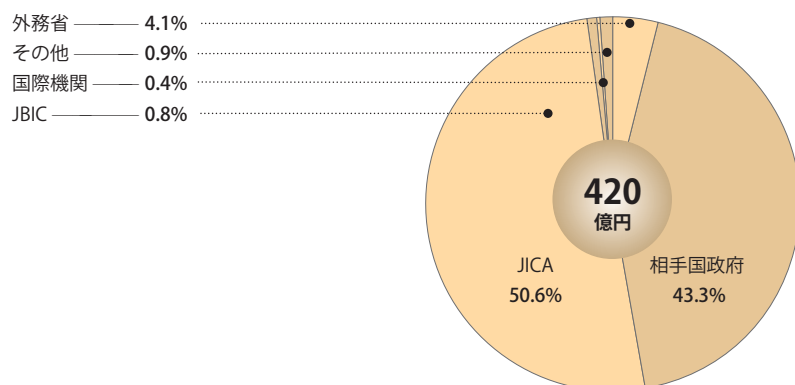
#### 有償資金協力関連事業

JICAとの契約に基づき、相手国政府から提出された調達関連書類の内容が、JICAの定めるガイドラインなどに準拠していることの本格的な確認を行う書類審査業務など。

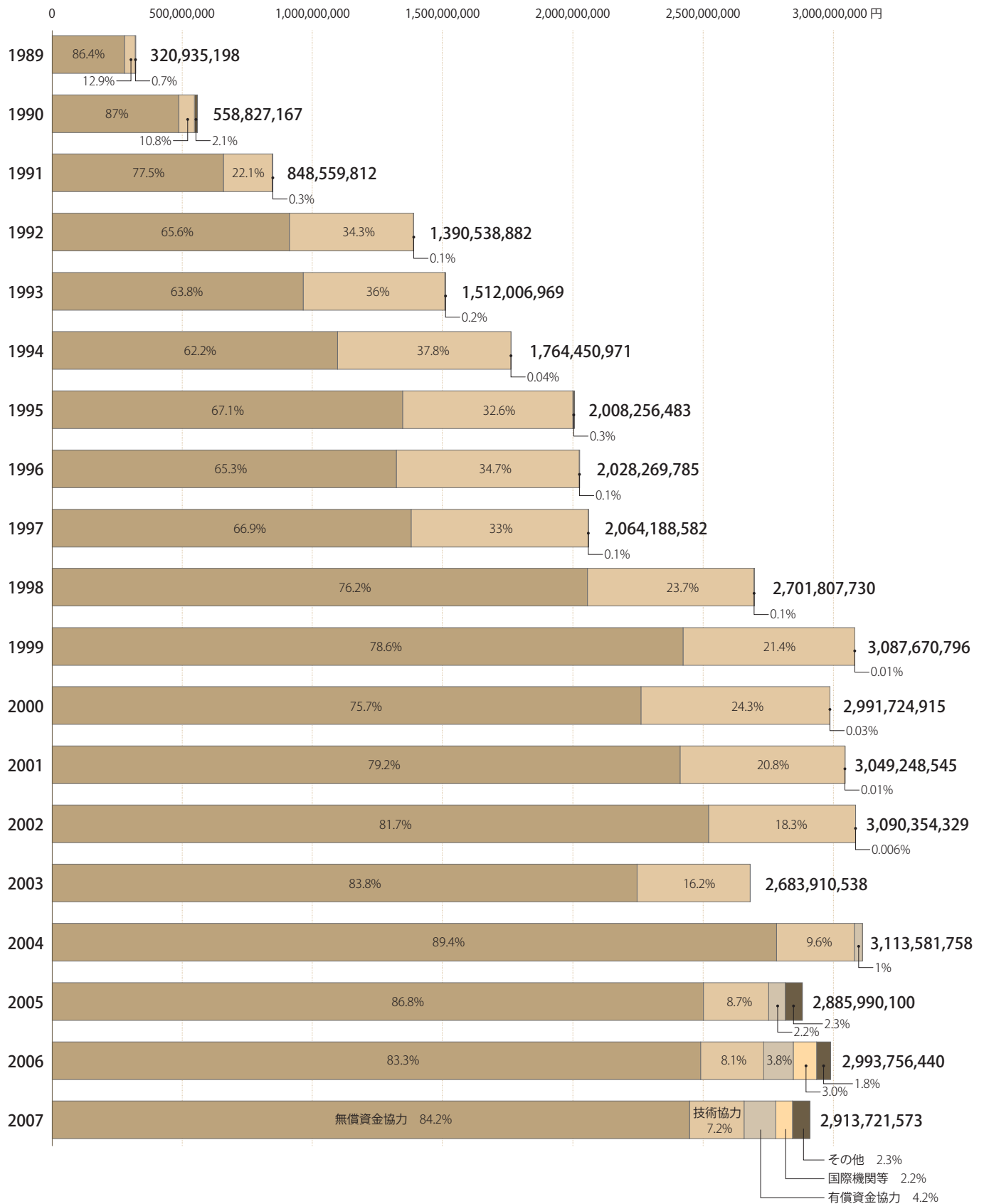
### スキーム別事業総収入



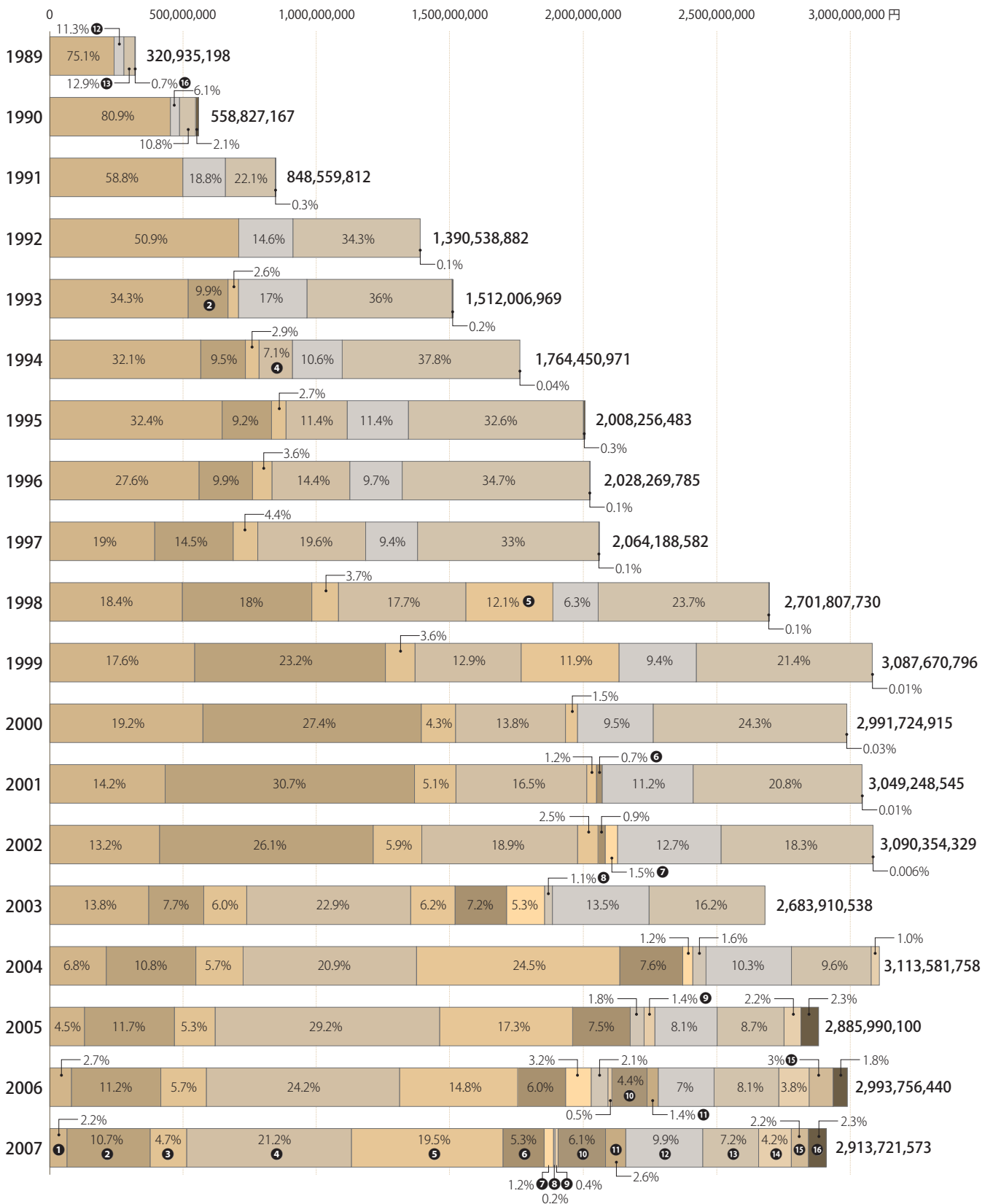
### 契約先別事業総収入



### 資料3 援助形態別事業収入実績の推移 (1989～2007年度)

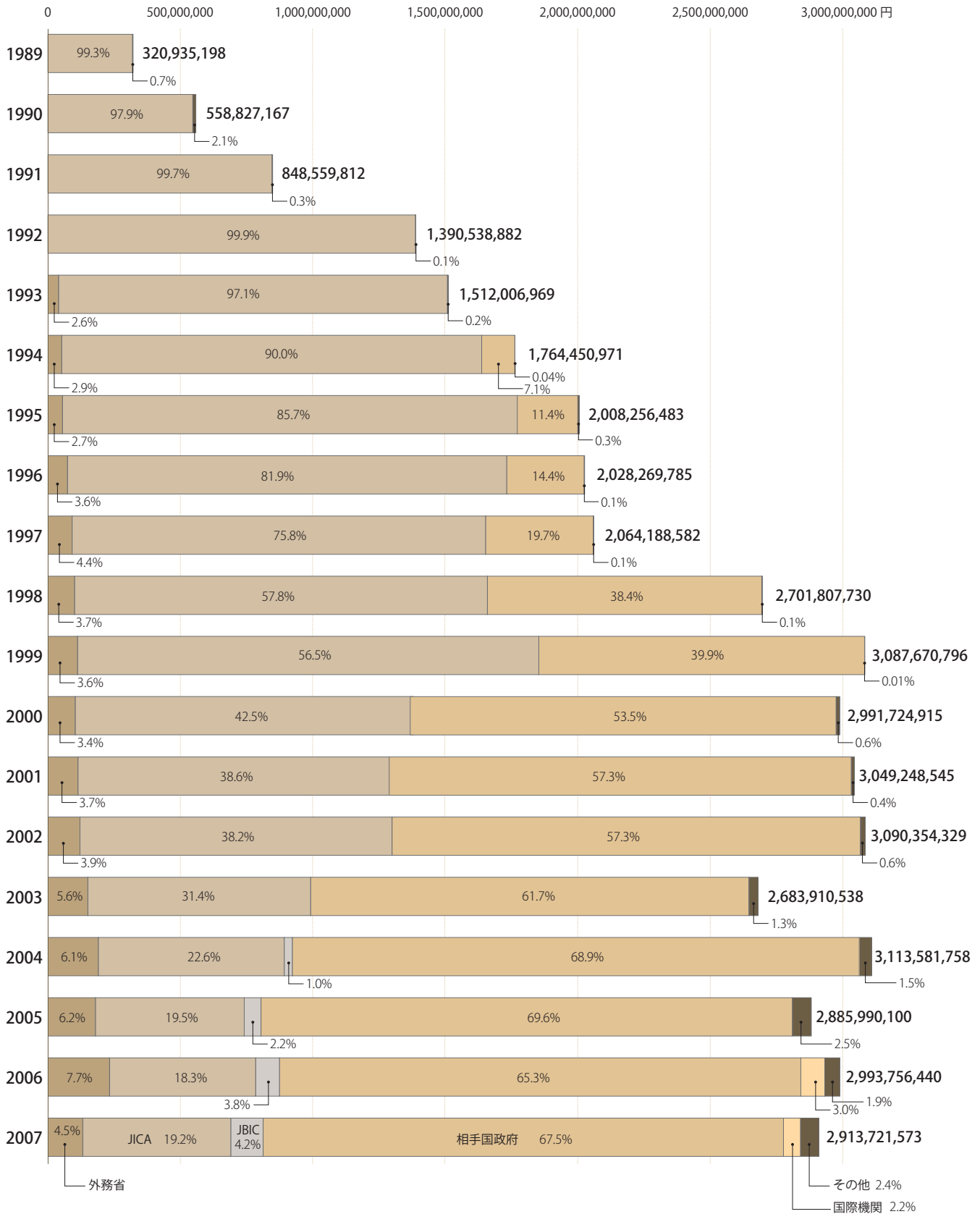


# 資料 4 スキーム別事業収入実績の推移 (1989~2007年度)



- ① 一般無償
- ⑤ 緊急無償
- ⑨ 紛争予防・平和構築無償
- ⑬ 技術協力
- ② 貧困農民支援(2KR)
- ⑥ 食糧援助(KR)
- ⑩ コミュニティ支援無償
- ⑭ 有償資金協力
- ③ 文化無償
- ⑦ 研究支援無償
- ⑪ 防災・災害復興支援無償
- ⑮ 国際機関等
- ④ ノン・プロジェクト無償
- ⑧ 日本NGO連携無償
- ⑫ その他無償関連
- ⑯ その他

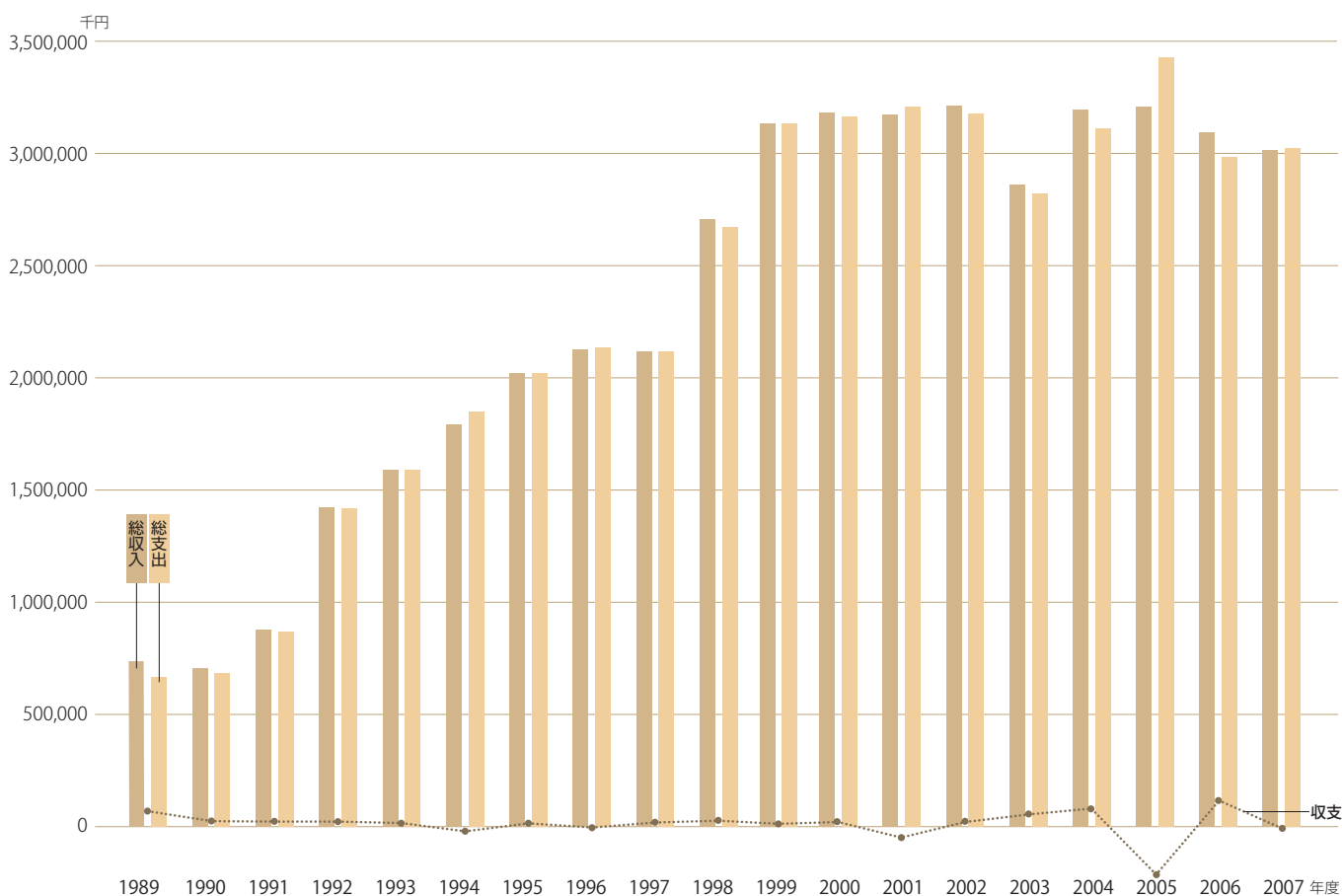
# 資料5 契約先別事業収入実績の推移 (1989~2007年度)



## 資料 6 年度別収支

(単位:千円)

	総収入	総支出	収支
1989	735,539	668,103	67,435
1990	706,729	682,410	24,318
1991	872,653	847,857	24,796
1992	1,411,632	1,389,096	22,536
1993	1,580,058	1,564,495	15,563
1994	1,785,176	1,806,868	△21,691
1995	2,020,654	2,015,664	4,990
1996	2,129,949	2,134,818	△4,870
1997	2,114,107	2,109,310	4,797
1998	2,711,719	2,691,794	19,925
1999	3,145,310	3,144,159	1,150
2000	3,187,358	3,182,301	5,057
2001	3,176,351	3,226,027	△49,676
2002	3,217,606	3,185,143	32,463
2003	2,852,580	2,795,275	57,305
2004	3,189,221	3,108,484	80,738
2005	3,210,961	3,427,974	△217,012
2006	3,095,673	2,984,319	111,354
2007	3,015,200	3,023,916	△8,716



注：総収入＝事業収入＋基本財産運用収入＋雑収入＋投資活動収入

## 資料7 歴代理事、監事名簿

役職	氏名	所属等	就任年月	退任年月
理事長	横田 弘	(前職)ケアジャパン事務局長	平成元年4月	平成3年12月
理事長	徳久 茂	(前職)財団法人日本海洋協会専務理事	平成4年3月	平成9年3月
理事長	野村 豊	(前職)国際機関アセアン・センター事務総長	平成9年4月	平成16年3月
理事長	佐々木 高久	(前職)外務省参与	平成16年4月	現
専務理事	小澤 大二	(前職)国際協力事業団総務部調査役	平成元年4月	平成5年7月
専務理事	飯島 正孝	(前職)国際協力事業団フィリピン事務所長	平成5年7月	平成8年6月
専務理事	岡崎 剛一郎	(前職)国際協力事業団インドネシア事務所長	平成8年6月	平成11年3月
専務理事	後藤 洋	(前職)国際協力事業団フィリピン事務所長	平成11年4月	平成11年7月
専務理事	五十嵐 禎三	(前職)国際協力事業団国際協力総合研修所長	平成元年8月	平成14年6月
専務理事	今津 武	(前職)国際協力事業団国内事業部長	平成14年7月	平成16年9月
専務理事	櫻田 幸久	(前職)独立行政法人国際協力機構無償資金協力部調査役	平成16年9月	現
理事	太田 正男	財団法人日本国際協力サービスセンター理事長	平成元年4月	平成5年5月
理事	伊夫伎 一雄	株式会社三菱銀行代表取締役頭取	平成元年4月	平成2年6月
理事	河合 三良	財団法人国際開発センター会長	平成元年4月	平成3年3月
理事	糠沢 和夫	社団法人日本経済団体連合会常務理事	平成元年4月	平成8年2月
理事	水野 繁	日本たばこ産業株式会社代表取締役社長	平成元年4月	平成7年3月
理事	川村 知也	国際協力事業団理事	平成元年4月	平成2年1月
理事	竹田 晴夫	東京海上火災保険株式会社取締役会長	平成元年4月	平成7年3月
理事	田淵 節也	野村證券株式会社代表取締役会長	平成元年4月	平成4年3月
理事	那須 翔	東京電力株式会社取締役会長	平成元年4月	平成13年3月
理事	北島 義俊	大日本印刷(株)代表取締役社長	平成元年4月	平成15年3月
理事	野村 忠清	国際交流基金専務理事	平成元年4月	平成4年3月
理事	中村 順一	国際協力事業団理事	平成2年3月	平成4年3月
理事	若井 恒雄	株式会社東京三菱銀行代表取締役会長	平成2年6月	平成9年3月
理事	門田 英郎	財団法人国際開発センター顧問	平成3年4月	平成21年3月31日
理事	片倉 邦雄	国際交流基金専務理事	平成4年3月	平成7年3月
理事	酒巻 英雄	野村證券株式会社取締役社長	平成4年3月	平成9年4月
理事	渡辺 允	国際協力事業団理事	平成4年3月	平成5年12月
理事	遠藤 英夫	財団法人日本国際協力センター理事長	平成5年6月	平成12年3月
理事	高橋 雅二	国際協力事業団理事	平成5年12月	平成7年3月
理事	青木 壮太郎	東京海上火災保険株式会社専務取締役	平成7年4月	平成9年3月
理事	太田 博	国際交流基金専務理事	平成7年4月	平成9年3月
理事	水野 勝	日本たばこ産業株式会社代表取締役社長	平成7年4月	平成11年3月
理事	木島 輝夫	国際協力事業団理事	平成7年6月	平成10年1月
理事	藤原 勝博	社団法人日本経済団体連合会常務理事	平成8年3月	平成14年5月
理事	阿久津 誠	東京海上火災保険株式会社常務取締役	平成9年3月	平成13年6月
理事	伊集院 明夫	国際協力事業団理事	平成10年3月	平成12年3月
理事	宮川 渉	財団法人日本シルバーボランティアズ理事長	平成11年4月	平成17年3月31日
理事	岩元 克	財団法人日本国際協力センター理事長	平成12年3月	平成14年6月
理事	高島 有終	国際協力事業団理事	平成12年3月	平成14年6月
理事	進藤 文介	東京海上火災保険株式会社常務取締役	平成13年6月	平成15年3月
理事	永松 恵一	社団法人日本経済団体連合会常務理事	平成14年6月	平成16年9月
理事	岩下 智親	東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長	平成15年4月	平成18年3月
理事	諏訪 龍	財団法人日本国際協力センター理事長	平成15年4月	平成20年3月23日
理事	松井 靖夫	国際協力事業団理事	平成15年4月	平成15年9月
理事	松井 靖夫	独立行政法人国際協力機構理事	平成16年3月	平成16年9月
理事	小島 誠二	独立行政法人国際協力機構理事	平成16年4月	平成18年5月
理事	高橋 哲夫	株式会社ジャルセールス	平成16年6月	平成17年6月
理事	角田 博	社団法人日本経済団体連合会参与	平成16年9月	平成19年6月
理事	丸山 俊二	財団法人日本シルバーボランティアズ理事長	平成17年4月	現
理事	安中 俊夫	株式会社日本航空インターナショナル執行役員(ヒューマンリソース担当)	平成17年6月	平成18年6月
理事	市川 俊明	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	平成18年3月	平成19年6月
理事	大西 誠	株式会社日本航空インターナショナル常務執行役員(東日本地区副担当兼東京支店副支店長)	平成18年6月	現
理事	黒木 雅文	独立行政法人国際協力機構理事	平成18年6月	平成19年3月
理事	金子 洋三	社団法人青年海外協力協会会長	平成19年4月	現
理事	諺井 暢子	社団法人日本経済団体連合会常務理事	平成19年6月	現
理事	八木 孝	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	平成19年6月	平成20年6月22日
理事	松岡 和久	財団法人日本国際協力センター理事長	平成20年3月	現
理事	深尾 邦彦	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	平成20年6月	現
理事	竹内 正興	財団法人国際開発センター理事長	平成21年4月	現
監事	井上 實	株式会社東京銀行代表取締役頭取	平成元年4月	平成2年6月
監事	小笠原 敏晶	株式会社ジャパン・タイムズ代表取締役会長兼社長	平成元年4月	平成21年3月31日
監事	高垣 祐	株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問	平成2年6月	現
監事	樋之口 毅	樋之口毅税理士事務所所長	平成21年4月	現

## 資料 8 歴代評議員名簿

役職	氏名	所属等	就任年月	退任年月
会長	渡辺 文夫	日本航空株式会社名誉顧問	平成元年4月	平成15年3月
会長	石川 滋	一橋大学名誉教授	平成15年4月	平成17年3月
会長	松本 洋	財団法人国際文化会館顧問・理事	平成17年6月	現
副会長	石川 滋	一橋大学名誉教授	平成元年4月	平成15年3月
副会長	蓮見 明	独立行政法人国際協力機構調達部長	平成16年6月	平成18年10月
副会長	目黒 依子	上智大学名誉教授	平成17年6月	現
副会長	中村 順一	国際協力事業団理事	平成元年4月	平成2年3月
副会長	数原 孝憲	国際協力事業団理事	平成2年3月	平成4年5月
副会長	黒川 剛	国際協力事業団理事	平成4年6月	平成5年10月
副会長	青木 盛久	国際協力事業団理事	平成5年12月	平成7年3月
副会長	松本 紘一	国際協力事業団理事	平成7年4月	平成9年12月
副会長	木谷 隆	国際協力事業団理事	平成10年3月	平成11年3月
副会長	森本 勝	国際協力事業団調達部長のちに国際協力事業団タイ事務所長	平成11年3月	平成12年6月
副会長	福田 省三	国際協力事業団調達部長	平成14年6月	平成15年12月
副会長	蓮見 明	独立行政法人国際協力機構調達部長	平成16年3月	平成18年10月
評議員	秋津 祐哉	株式会社住友銀行専務取締役	平成元年4月	平成3年6月
評議員	飯島 正孝	国際協力事業団調達部長	平成元年4月	平成3年3月
評議員	奥田 隆男	財団法人国際協力サービスセンター事務局長	平成元年4月	平成2年6月
評議員	小田 武春	住友海上火災保険株式会社専務取締役	平成元年4月	平成2年2月
評議員	川上 晃	株式会社富士銀行常務取締役	平成元年4月	平成2年3月
評議員	小西 正樹	国際交流基金総務部長	平成元年4月	平成2年12月
評議員	椎貝 博美	筑波大学構造工学系教授	平成元年4月	平成3年3月
評議員	杉野 明	国際協力事業団総務部長	平成元年4月	平成3年2月
評議員	杉山 義典	大正海上火災保険株式会社常務取締役	平成元年4月	平成2年6月
評議員	鳥居 泰彦	慶應義塾学事顧問	平成元年4月	現
評議員	鳥尾 忠男	財団法人結核予防会会長	平成元年4月	平成17年3月
評議員	中村 博英	社団法人海外建設協会専務顧問	平成元年4月	平成7年3月
評議員	平井 慎介	国際協力事業団企画部長	平成元年4月	平成元年8月
評議員	古野 雅美	財団法人森とむらの会専務理事	平成元年4月	平成17年5月
評議員	松本 洋	財団法人国際文化会館顧問・理事	平成元年4月	現(平成17年6月会長就任)
評議員	村山 正祐	国際協力事業団理事	平成元年4月	平成2年7月
評議員	河合 正男	国際協力事業団企画部長	平成2年3月	平成4年7月
評議員	河野 廣考	株式会社富士銀行常務取締役	平成2年3月	平成3年3月
評議員	佐藤 和實	住友海上火災保険株式会社取締役副社長	平成2年3月	平成3年3月
評議員	加藤 清	財団法人国際協力サービスセンター専務理事	平成2年6月	平成4年1月
評議員	近藤 宏史	大正海上火災保険株式会社常務取締役のちに三井海上火災保険株式会社専務取締役	平成2年6月	平成4年3月
評議員	黒川 祐次	国際交流基金総務部長	平成3年3月	平成6年2月
評議員	高野 幸二郎	国際協力事業団総務部長	平成3年3月	平成5年7月
評議員	中島 公明	国際協力事業団理事	平成3年3月	平成4年7月
評議員	伊藤 新造	株式会社富士銀行常務取締役	平成3年4月	平成5年1月
評議員	岡崎 剛一郎	国際協力事業団調達部長	平成3年4月	平成5年10月
評議員	佐々木 惇	住友海上火災保険株式会社専務取締役	平成3年4月	平成5年3月
評議員	花村 邦昭	株式会社住友銀行専務取締役	平成3年6月	平成3年11月
評議員	白井 孝之	株式会社住友銀行取締役副頭取	平成4年3月	平成5年3月
評議員	細野 豊	国際協力事業団無償資金協力業務部長	平成4年3月	平成5年1月
評議員	宮澤 南夫	三井海上火災保険株式会社取締役副社長	平成4年3月	平成5年7月
評議員	斉藤 勉	財団法人国際協力サービスセンター専務理事	平成4年6月	平成5年7月
評議員	糸賀 俊一	株式会社富士銀行常務取締役	平成5年3月	平成8年5月
評議員	鏡 武	国際協力事業団企画部長	平成5年3月	平成7年4月
評議員	熊岸 健治	国際協力事業団無償資金協力業務部長	平成5年3月	平成7年4月
評議員	十河 安義	株式会社住友銀行専務取締役	平成5年3月	平成5年6月
評議員	藤田 昌巳	住友海上火災保険株式会社専務取締役	平成5年3月	平成5年7月
評議員	目黒 依子	上智大学文学部教授	平成5年3月	現(平成17年6月副会長就任)
評議員	吉田 道弘	国際協力事業団理事	平成5年3月	平成7年6月
評議員	小野寺 満芳	株式会社住友銀行常務取締役	平成5年6月	平成6年6月

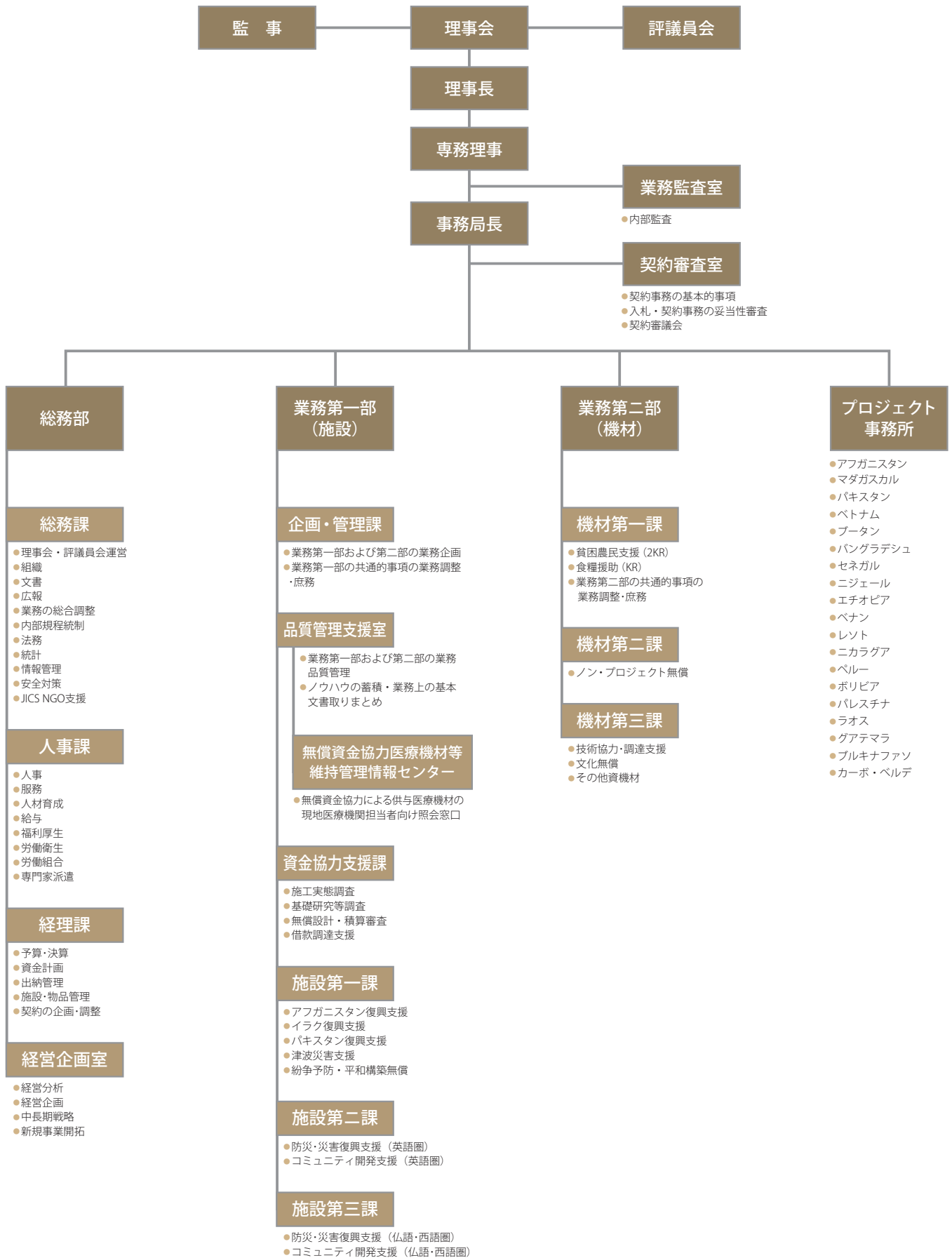
役職	氏名	所属等	就任年月	退任年月
評議員	有馬 賢次	三井海上火災保険株式会社常務取締役	平成5年7月	平成7年3月
評議員	加藤 勝次郎	住友海上火災保険株式会社専務取締役	平成5年7月	平成9年6月
評議員	大島 賢三	国際協力事業団総務部長	平成5年12月	平成7年8月
評議員	小泉 純作	財団法人国際協力サービスセンター専務理事	平成5年12月	平成9年3月
評議員	戸水 康二	国際協力事業団調達部長	平成5年12月	平成8年1月
評議員	上野 景文	国際交流基金総務部長	平成6年3月	平成9年3月
評議員	加藤 重義	株式会社住友銀行専務取締役	平成6年6月	平成7年3月
評議員	井口 武雄	三井海上火災保険株式会社常務取締役	平成7年4月	平成8年5月
評議員	白賀 洋平	株式会社住友銀行常務取締役	平成7年4月	平成8年2月
評議員	横山 義夫	社団法人海外建設協会専務理事	平成7年4月	平成11年6月
評議員	阿部 英樹	国際協力事業団無償資金協力業務部長のちに理事	平成7年6月	平成11年3月
評議員	小田野 展文	国際協力事業団企画部長	平成7年6月	平成9年7月
評議員	小川 郷太郎	国際協力事業団総務部長	平成8年3月	平成10年6月
評議員	小山 喜昭	国際協力事業団理事	平成8年3月	平成9年3月
評議員	山本 邦克	株式会社住友銀行専務取締役	平成8年3月	平成12年6月
評議員	湯川 修介	国際協力事業団調達部長のちに財団法人日本国際協力センター専務理事	平成8年3月	平成13年10月
評議員	安念 満	株式会社富士銀行常務取締役	平成8年6月	平成11年3月
評議員	水谷 圭甫	三井海上火災保険株式会社専務取締役	平成8年6月	平成12年3月
評議員	伊藤 誠	国際交流基金総務部長	平成9年4月	平成12年6月
評議員	戸井田 宣雄	財団法人国際協力サービスセンター専務理事	平成9年4月	平成10年3月
評議員	目崎 八郎	国際協力事業団理事	平成9年6月	平成11年3月
評議員	小嶋 光昭	国際協力事業団企画部長	平成10年3月	平成11年3月
評議員	隅田 栄亮	国際協力事業団調達部長	平成10年3月	平成11年3月
評議員	戸水 宏	住友海上火災保険株式会社専務取締役	平成10年3月	平成12年6月
評議員	小町 恭士	国際協力事業団総務部長	平成10年6月	平成11年3月
評議員	神田 道男	国際協力事業団無償資金協力部長	平成11年4月	平成13年5月
評議員	榎木 誠	日本経済新聞社編集局経済解説部編集委員	平成11年4月	現
評議員	平木 俊一	経済性評価研究所所長	平成11年4月	現
評議員	廣野 良吉	成蹊大学名誉教授、政策研究大学院客員教授	平成11年4月	現
評議員	富瀬 南	社団法人海外建設協会専務理事	平成11年6月	平成18年6月
評議員	前田 晃伸	株式会社富士銀行常務取締役	平成11年6月	平成12年6月
評議員	滝 健	三井海上火災保険株式会社取締役開発営業本部長	平成12年3月	平成13年3月
評議員	中垣 長睦	国際協力事業団調達部長	平成12年6月	平成14年1月
評議員	渡辺 憲二	株式会社富士銀行常務取締役	平成12年6月	平成13年3月
評議員	佐久間 一	株式会社富士銀行常務執行役員	平成13年4月	平成14年3月
評議員	吉澤 裕	国際交流基金総務部長	平成13年4月	平成16年4月
評議員	大野 覺	住友海上火災保険株式会社常任監査役	平成13年6月	平成14年3月
評議員	栗山 道義	株式会社三井住友銀行専務取締役	平成13年6月	平成15年3月
評議員	松浦 正三	国際協力事業団無償資金協力部長	平成13年6月	平成16年4月
評議員	安田 正	三井海上火災保険株式会社執行役員開発営業本部長	平成13年6月	平成13年9月
評議員	小林 典夫	三井住友海上火災保険株式会社専務執行役員東京開発本部長	平成14年3月	平成14年6月
評議員	林 典伸	財団法人国際協力サービスセンター専務理事	平成14年6月	平成16年12月
評議員	栗岡 威	三井住友海上火災保険会社専務取締役専務執行委員東京企業第一本部長	平成15年6月	平成17年6月
評議員	雨宮 夏雄	独立行政法人国際交流基金総務部長	平成16年6月	平成19年1月
評議員	中川 和夫	独立行政法人国際協力機構資金協力支援準備室部長	平成16年6月	平成21年3月31日
評議員	有田 典代	特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会事務局長	平成17年4月	現
評議員	石川 信克	財団法人結核予防会理事、結核研究所所長	平成17年4月	現
評議員	猪口 邦子	上智大学法学部教授	平成17年4月	平成18年1月
評議員	木下 建	財団法人日本国際協力センター専務理事	平成17年4月	平成20年3月
評議員	新谷 和夫	三井住友海上火災保険会社常務執行役員	平成17年6月	平成18年6月
評議員	近藤 和夫	三井住友海上火災保険会社専務執行役員金融公務営業推進本部長兼同本部損害サービス改革本部長	平成18年6月	現
評議員	鈴木 一	社団法人海外建設協会専務理事	平成18年6月	現
評議員	櫻井 友行	独立行政法人国際交流基金総務部長	平成19年4月	現
評議員	早瀬 隆昌	財団法人日本国際協力センター専務理事	平成20年3月	平成21年3月
評議員	村上 正博	財団法人日本国際協力センター専務理事	平成21年4月	現

# 資料 9 JICS NGO 支援団体

## これまでJICSが支援したNGO団体 (1989～2008年度)

対象NGO	活動地域	分野・支援対象
<b>1999</b>		
アフリカ村おこし運動	コンゴ	環境・教育・農業
国際協力NGO・IV-JAPAN	ラオス	職業訓練・奨学金
(特活) サヘルの森	マリ	環境・村落開発
(特活) シギリヤレディネットワーク	スリランカ	農園・教育・保健
(特活) シャプラニール=市民による海外協力の会	バングラデシュ	教育・保健・農村開発
(特活) 日本国際ボランティアセンター	ラオス	森林保全・農業
(社) 日本国際民間協力会	ベトナム・イエメン	環境保全・職業訓練
(財) 日本農業研修場協力団	ネパール	農業・教育
チボリ国際里親の会	フィリピン	教育
(特活) パレスチナ子どものキャンペーン	レバノン	職業訓練
(特活) ヒマラヤングリーンクラブ	パキスタン	教育・職業訓練
緑のサヘル	ブルキナ・ファソ	環境保全・生活改善
(特活) ラブ・グリーン・ジャパン	フィリピン	伝統技術
<b>2000</b>		
(特活) アジアマインド	タイ	障害者支援
ASPB ラオスの子どもに絵本を送る会	ラオス	教育
(特活) NGO 地に平和	パレスチナ	医療・保健
(特活) 幼い難民を考える会	カンボジア	幼児教育
(特活) サヘルの森	マリ	砂漠化防止
(特活) シェア = 国際保健協力市民の会	東ティモール	医療
(特活) 地球の友と歩む会	インド	給水
チベット難民児童奨学会	ネパール	教育
(特活) 徳島で国際協力を考える会	ザンビア	救急システム
(特活) 2050	フィリピン	農村開発
(特活) パレスチナ子どものキャンペーン	パレスチナ	障害者支援
(財) PHD 協会	アジア・太平洋	研修
ムリンディ・ジャパン・ワンラブ・プロジェクト	ルワンダ	障害者支援
<b>2001</b>		
(特活) 幼い難民を考える会	カンボジア	保健衛生
(特活) アフリカ児童教育基金の会	ケニア	障害者支援
アフリカ平和と再建委員会	ルワンダ	職業訓練
(特活) 21世紀協会	フィリピン	少数民族・漁業
(特活) 日本チェルノブイリ連帯基金	ベラルーシ	保健衛生
(特活) 日本ラテンアメリカ協力ネットワーク	グアテマラ	先住民族・教育・農業
<b>2002</b>		
(特活) アジアマインド	タイ	障害者支援
(特活) アフリカ児童教育基金の会	ケニア	保健医療
(特活) アフリカ平和と再建委員会	ルワンダ	職業訓練
スランガニ基金	スリランカ	教育
(特活) セカンドハンド	カンボジア	女性職業訓練
(特活) 丹波グリーンフォース	フィリピン	教育・農業
途上国の精神保健を支えるネットワーク	カンボジア	精神保健
(特活) 日本チェルノブイリ連帯基金	ベラルーシ	医療
<b>2003</b>		
会津サクラランカ会	スリランカ	消防車・救急車
アフリカ平和と再建委員会	ルワンダ	職業訓練・自立支援
インターバンド	カンボジア	小規模ビジネス・自立支援
スリランカ学童援助会	スリランカ	教育
青年海外協力隊パナマOV会	パナマ	環境保全
丹波グリーンフォース	フィリピン	上水道
(特活) ノマドインターナショナル	グルジア	教育
(特活) ヒマラヤ保全協会	ネパール	農産物加工
北海道NGOネットワーク協議会	ルワンダ	ネットワーク
ムリンディ・ジャパン・ワンラブ・プロジェクト	ルワンダ	障害者支援

対象NGO	活動地域	分野・支援対象
<b>2004</b>		
(特活) 21世紀協会	フィリピン	保健医療
(特活) 日本カンボジア交流協会	カンボジア	教育
(特活) 横浜NGO連絡会	日本	ネットワーク
(特活) 幼い難民を考える会	カンボジア	伝統技術
緑のサヘル	日本	環境保護
地球市民交流基金 EARTHIAN	パキスタン	職業訓練
(特活) セカンドハンド	カンボジア・日本	保健医療
(特活) 日本チェルノブイリ連帯基金	イラク	保健医療
(特活) アフリカ地域開発市民の会	ケニア	保健医療
(特活) アジア日本相互交流センター	日本	ネットワーク
(特活) 地球市民の会かながわ	タイ・ミャンマー	教育
<b>2005</b>		
(特活) 国際協力NGOセンター (JANIC)	日本 (研修)	NGO能力向上
(特活) アフリカ日本協議会	日本 (研修)	NGO能力向上
(特活) 開発と未来工房	モンゴル	酪農
(特活) 地球市民の会かながわ	タイ・ミャンマー	教育・保健衛生
(特活) 名古屋NGOセンター	日本	ネットワーク
丹波グリーンフォース	フィリピン	山岳民族・自立支援
(特活) 環境修復保全機構	タイ	環境保全・農業
(特活) アジアマインド	タイ・ミャンマー	障害者支援
(特活) シェア = 国際保健協力市民の会	東ティモール	保健衛生
(特活) アフリカ地域開発市民の会	ケニア	保健衛生
<b>2006</b>		
(特活) アジア日本相互交流センター	フィリピン	フェアトレード
(特活) 幼い難民を考える会	カンボジア	自立支援
(特活) カラ=西アフリカ農村自立協力会	マリ	国際理解教育
(特活) 地球市民 ACT かながわ /TPAK	タイ	少数民族・教育・栄養改善
(特活) TICO	ザンビア	国際理解教育
ミャンマーの医療を支援する会	ミャンマー	保健医療
(特活) ラオスのこども	ラオス	教育・広報
<b>2007</b>		
(特活) アフリカ地域開発市民の会	ケニア	保健衛生・環境保全
アフリカ平和と再建委員会	ルワンダ	団体基盤整備
(特活) エース	インド	広報・団体基盤整備
(特活) えひめグローバルネットワーク	モザンビーク	自立支援
(特活) 開発と未来工房	モンゴル	浅井戸掘削
(特活) 国際子ども権利センター	カンボジア	団体基盤整備
(特活) セカンドハンド	カンボジア	救急医療
ディファル	ボリビア	保健衛生
(特活) 名古屋NGOセンター	日本	ネットワーク
道普請人	パプアニューギニア	農道整備
<b>2008</b>		
(特活) アクセス 共生社会をめざす地球市民の会	日本	団体基盤整備
(特活) アプカス	スリランカ	保健衛生・環境保護
(特活) インド福祉村協会	インド	保健医療・広報
NVDA アジア・ボランティア発展ネットワーク	アジア太平洋 28カ国	団体基盤整備
(特活) NGO 福岡ネットワーク	日本	団体基盤整備
(特活) 国際子ども権利センター	カンボジア	団体基盤整備
ジュマ・ネット	バングラデシュ	平和構築・ネットワーク
地雷廃絶日本キャンペーン	カンボジア、ネパール	団体基盤整備
(特活) 地球市民の会	スリランカ	広報・団体基盤整備
(特活) テラ・ルネッサンス	カンボジア、ウガンダなど	広報・団体基盤整備
(特活) ラオスのこども	ラオス	広報・団体基盤整備



平成 元年4月12日 外務大臣許可第3号  
 変更 平成5年12月27日 外務大臣認可第60号  
 変更 平成8年4月17日 外務大臣認可第16号  
 変更 平成13年4月13日 外務大臣認可第11号  
 変更 平成15年4月3日 外務大臣認可第22号  
 変更 平成19年4月11日 外務大臣認可第14号

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、財団法人日本国際協力システム（以下「本財団」という。）と称し、英文ではJapan International Cooperation System（略称JICS）と称する。

### (事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。  
 2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第3条 本財団は、我が国の政府開発援助（ODA）を中心とする開発途上地域等に対する国際協力事業の適正かつ効率的な実施に協力することにより、一層質の高い国際協力を推進し、もって、世界経済・社会の発展と友好の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために民間企業の活動を尊重しつつ次の事業を行う。  
 (1) 我が国のODAのうち無償資金協力事業及び技術協力事業並びに借款事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動  
 (2) 国際機関、外国政府及びその他の国際協力に携わる機関が実施する国際協力事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動  
 (3) 上記(1)又は(2)の事業に係る完了後のフォローアップ及びアフターケア活動  
 (4) 国際協力事業を効果的に実施するための調査、研究  
 (5) 国際協力事業推進のための啓発・支援活動  
 (6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産及び会計

### (財産の構成)

第5条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。  
 (1) 設立当初の財産目録に記載された財産  
 (2) 寄附金品  
 (3) 財産から生じる収入  
 (4) 会費  
 (5) 事業に伴う収入  
 (6) その他の収入

### (財産の種別)

第6条 本財団の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。  
 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。  
 (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産  
 (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産  
 (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産  
 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (財産の管理)

第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。  
 2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

### (基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。但し、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得て、その一部を

処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

### (経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

第10条 本財団の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、外務大臣に届出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

### (暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ、収入支出することができる。  
 2 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

### (事業報告及び決算)

第12条 本財団の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3月以内に外務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

### (長期借入金)

第13条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得なければならない。

### (義務の負担及び権利放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第15条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第3章 役員

### (種類及び定数)

第16条 本財団に、次の役員を置く。  
 理事 6人以上15人以内  
 監事 2人  
 2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事、2人以内を常務理事とする。

### (選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。  
 2 理事は、互選により、理事長、専務理事及び常務理事を選任する。  
 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。  
 4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。  
 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。  
 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を外務大臣に届出なければならない。  
 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を外務大臣に届出なければならない。

### (職務)

第18条 理事長は、本財団を代表し、その業務を総理する。  
 2 専務理事は、理事長を補佐し、本財団の業務を管理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。  
 3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して、本財団の業務を処理し、専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときは、予め理事長が指名した順位により、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を組織し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会並びに外務大臣に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求すること。

#### (任期)

- 第19条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

#### (解任)

- 第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (報酬)

- 第21条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

#### (組織)

- 第22条 理事会は、理事をもって組織する。

#### (権能)

- 第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

#### (種類及び開催)

- 第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
  - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき。
    - (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
    - (3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

- 第25条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

- 第26条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (定足数)

- 第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

- 第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (書面表決等)

- 第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。

#### (議事録)

- 第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

#### (評議員)

- 第31条 本財団に、評議員12人以上24人以内を置く。
- 2 評議員のうち、1人を評議員会会長、2人以内を評議員会副会長とする。
  - 3 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
  - 4 評議員のうちには、役員のいずれか1人と親族その他特別の関係にある者の合計数又は評議員の1人及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。
  - 5 評議員には、第19条から第21条（第21条第1項但し書を除く。）までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

#### (評議員会)

- 第32条 評議員会は、評議員をもって組織する。
- 2 評議員会会長及び評議員会副会長は、評議員会において互選する。
  - 3 評議員会会長は、評議員会を招集し、評議員会の議長を務める。
  - 4 評議員会副会長は、評議員会会長を補佐し、評議員会会長に事故あるとき又は評議員会会長が欠けたときは、予め評議員会会長が指名した順位により、その職務を代行する。

#### (評議員会の職務)

- 第33条 評議員会は、この寄附行為に定める職務を行うほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

#### (評議員会の種類及び開催)

- 第34条 評議員会は、通常評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 通常評議員会は、毎年2回開催する。
  - 3 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 評議員会会長が必要と認めたとき。
    - (2) 理事長が必要と認めたとき。
    - (3) 評議員現在数の3分の1以上の評議員から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
    - (4) 第18条第5項第4号の規定により、監事から請求があったとき。

#### (評議員会の招集及び運営)

- 第35条 評議員会会長は、前条第3項第2号から第4号までに該当する場合は、その日から14日以内に臨時評議員会を開催しなければならない。
- 2 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
  - 3 評議員会には第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び

「評議員」と読み替えるものとする。

- 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 顧問及び専門委員

(顧問)

第36条 本財団に顧問5人以内を置くことができる。

- 顧問は、学識経験者又は本財団に功労のあった者の中から、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 顧問は、本財団の運営の基本方針に関し、理事長の諮問に応じ、又は意見を具申する。
- 顧問には、第19条第1項、第20条及び第21条（第21条第1項但し書を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第37条 本財団に、第4条に掲げる事業に関する技術的、専門的問題を調査、研究をするために、専門委員を置くことができる。

- 専門委員は、学識経験等がある者のうちから理事会で選出し、理事長が任命する。
- 専門委員は、調査、研究する事項毎に専門委員会を組織する。
- 専門委員及び専門委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 賛助会員

(賛助会員)

第38条 本財団の目的に賛同し、会費を納入して本財団の活動を支援する者を賛助会員とする。賛助会員を分けて、法人賛助会員及び個人賛助会員の2種とする。

- 法人賛助会費を支払った者を法人賛助会員、個人賛助会費を支払った者を個人賛助会員とする。
- 賛助会員及び賛助会費についての必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(拠出金の不返還)

第39条 既納の賛助会費及びその他拠出金は返還しない。

## 第8章 事務局及び書類等の保存

(事務局)

第40条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備え付け等)

第41条 本財団の主たる事務所には、常に、次に掲げる書類及び帳簿等を備えておかなければならない。

- 寄附行為
- 理事、監事、評議員、顧問、専門委員及び職員の名簿並びに履歴書
- 賛助会員の名簿及び賛助会員の異動に関する書類
- 許可、認可等及び登記に関する書類
- 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- 処務日誌
- 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- その他必要な書類及び帳簿
- 前項の書類及び帳簿等は、次の区分により保存しなければならない。
  - 第1号から第6号までのものは永久

(2) 第7号及び第8号のものは10年

(3) 第9号のものは5年

## 第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第43条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第44条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の許可を得て、本財団と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第10章 補則

(委任)

第45条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- この寄附行為は、本財団の設立許可があった日から施行する。
- 本財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 本財団の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 本財団の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。
- 本財団の設立当初の評議員は、第31条第3項及び第32条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は第31条第5項において準用する第19条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。

附 則(平成5年12月27日外務大臣認可第60号)

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則(平成8年4月17日外務大臣認可第16号)

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則(平成13年4月13日外務大臣認可第11号)

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則(平成15年4月3日外務大臣認可第22号)

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則(平成19年4月11日外務大臣認可第14号)

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

---

## 財団法人日本国際協力システム—20年の歩み

2009年5月31日発行

編集・発行 財団法人日本国際協力システム

〒162-0067 東京都新宿区富久町10番5号 新宿EASTビル5、6階  
TEL. 03-5369-6960 FAX. 03-5369-6961  
URL : <http://www.jics.or.jp/>

編集協力 株式会社ウィズダム

印刷 株式会社サンヨー

©2009 日本国際協力システム Printed in Japan

---



援助をカタチに